

警察公論第 80 巻第 8 号付録「一問一答 2026 法学&実務」お詫びと訂正

本書の下記の箇所について以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

●68 頁 刑法 109

【訂正前】

109	隣人が居住する家屋を焼損する目的で、家屋に隣接して建てられた物置小屋に放火したものの、物置小屋を半焼するにとどまり、家屋まで延焼するに至らなかった場合には、非現住建造物等放火罪の既遂が成立する。	「非現住建造物等放火罪の既遂」ではなく、「非現住建造物等放火罪の未遂」が正しい。事例の物置小屋は非現住建造物であるが、隣接する隣人が居住する家屋に燃え移らせて焼損する目的（故意）があるので、現住建造物等放火罪の実行の着手が認められ、家屋に延焼しなくても現住建造物等放火未遂罪が成立する。 ×
-----	---	--

【訂正後】 正誤に変更はございません。

109	隣人が居住する家屋を焼損する目的で、家屋に隣接して建てられた物置小屋に放火したものの、物置小屋を半焼するにとどまり、家屋まで延焼するに至らなかった場合には、非現住建造物等放火罪の既遂が成立する。	「非現住建造物等放火罪の既遂」ではなく、「 現住建造物等放火罪 の未遂」が正しい。事例の物置小屋は非現住建造物であるが、隣接する隣人が居住する家屋に燃え移らせて焼損する目的（故意）があるので、現住建造物等放火罪の実行の着手が認められ、家屋に延焼しなくても現住建造物等放火未遂罪が成立する。 ×
-----	---	--